

# 定 款

株式会社バローホールディングス

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当社は株式会社バローホールディングス（英文ではVALOR HOLDINGS CO.,LTD.）と称する。

### 第2条 (目的)

当社は、下記の事業を営むことならびに下記の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 関係会社の経営戦略の策定および経営システムの構築。
2. 関係会社に対する経営指導および技術指導。
3. 関係会社の経理・会計業務の受託。
4. 関係会社の従業員の人事・労務・福利厚生・教育研修業務の受託。
5. 有価証券の売買とその保有ならびに有価証券指数取引および有価証券オプション取引。
6. 企業の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介。
7. 事業企画、調査、システム設計。
8. 情報処理サービス、情報提供サービスおよびソフトウェアの開発。
9. 下記物品の小売およびこれに関連する物品の製造、加工、卸売ならびに輸出入業。
  - (1) 呉服、洋服、寝装品および衣料品、その他各種繊維製品。
  - (2) 農産食品類、畜産食品類、水産食品類、缶・瓶詰食品類、調味食品類、飲食品類、各種菓子類、その他各種食料品。
  - (3) 酒類、塩、煙草、切手、印紙、および宝くじ。
  - (4) 洗剤、化粧品、医薬品、医薬部外品、医療用具、介護福祉用品、石油、ガソリン、ガス類、肥料、農薬、毒物・劇薬、化学工業薬品。
  - (5) 建築資材、建設用機械、大工用品類、工具、脚立、建築・金物用品、塗料。
  - (6) 園芸用品、農業用資材、農業用機械、農具。
  - (7) 皮革製品、履物、雨具類、鞆、装身具。
  - (8) 小間物、荒物、陶磁器、ガラス製品、梱包・包装用品、清掃器具、手芸用品、ギフト用品、防災用品、日用雑貨品、その他住居関連品。
  - (9) 文房具、事務用機械器具、各種事務用品、パソコン用品、CD・DVD等の電磁的記録媒体。
  - (10) 家庭用電化製品、ガス器具、石油器具、家具、室内装飾品。
  - (11) 玩具、楽器、スポーツ用品、レジャー用品、リラクゼーション機械器具。
  - (12) 自転車、オートバイ、ボート、小型船舶、各種運搬具、カー用品。
  - (13) CD・DVD等の音楽・映像ソフトおよびレコード・音楽テープ等録音物、書籍、雑誌。
  - (14) 貴金属、アクセサリ、眼鏡、時計、カメラ等の光学機器、携帯電話、美術工芸品、鍵。
  - (15) 飼料、生花、園芸種苗、エクステリア関連商品。
10. 惣菜、弁当、パン・サンドウィッチ・米飯、漬物等の製造。
11. 古物品の売買ならびに仲介。
12. 商品券・プリペイドカード・ポイントカードの発行、販売ならびに電子的価値情報の発行、販売および管理。
13. 什器備品の売買。
14. 通信販売業務。
15. インターネットホームページ等を媒体とする仮想店舗の経営。
16. ホテル、レストラン、飲食店、喫茶店、ベーカリーショップの経営。
17. 遊戯施設、スポーツ施設の経営および賃貸借。
18. スポーツ教室、カルチャー教室の経営。
19. CD、DVD、その他音楽映像等関連品の賃貸業。
20. 旅行代理店業務。
21. ペット動物の繁殖・訓練および販売ならびに預かり・宿泊。
22. ペット動物およびペット飼育関連用品の輸出入ならびに販売。
23. 動物医薬品の卸売および販売。
24. 住宅設備機器の販売および取付工事の請負ならびに施工。
25. 引越の請負、家事サービス。
26. セキュリティー機器の卸、販売、取付工事。
27. 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除および防除業務。
28. 介護支援、介護予防サービス業。
29. 福祉用具のレンタル・販売サービス業。

30. 自動車、オートバイ、自転車、各種運搬具の修理・点検および車検代行業務。
31. 電気料金、電話料金およびガス料金等の集金代行。
32. スポーツ、コンサート、映画、演劇の各前売券販売および宅配便、写真の現像、クリーニングの各取次業。
33. 複写機・ファクシミリ・電話の利用サービスの提供。
34. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介および保証ならびにクレジットカード取扱業、ローン提携販売に対する融資ならびに割賦購入の斡旋その他金融業。
35. 不動産の売買、賃貸借およびその仲介、管理、保有ならびに運用。
36. ドラッグストアの経営。
37. 医薬品の処方箋に基づく調剤業。
38. 冷凍冷蔵業。
39. 貨物運送、倉庫業、荷造包装業、一般区域貨物自動車運送業。
40. 海上運送業。
41. 物流センターの管理運営および物流情報の収集処理業務。
42. ゴルフ会員権の売買。
43. 各種スポーツ指導者の養成および斡旋。
44. 各種スポーツの催し物、コンサート、映画・DVD・絵画の鑑賞会、商品展示会、産業技術競技会、ツアーの企画・募集、室内外講習会および慶事・催事の会食会。
45. 映画、DVD、システムソフトウェア等映像の媒体物、CD、ミュージックテープ等音の媒体物の企画、制作、配給。
46. エステ、マッサージ、指圧の施術所の経営。
47. 温泉浴場施設およびサウナ風呂の経営。
48. 託児施設の運営。
49. 冠婚葬祭その他祝事披露宴、パーティ、会議、催事の設営および配膳の請負。
50. 一般雑誌、書籍、広告物の企画、編集、出版。
51. 建築工事、内装仕上工事、塗装工事、空調設備工事、電気設備工事、冷蔵・冷凍設備工事、衛生設備工事、給排水設備工事、消火・防災設備工事、厨房設備工事、換気設備工事、エクステリア工事、造成・造園工事、とび・土木工事の設計、施工、監督、メンテナンスならびに請負業。
52. 設備、機械装置の保守管理業。
53. 総合警備保障業、建築物・構築物等の清掃業、ビルメンテナンス業。
54. ガソリンスタンドの経営。
55. クリーニング業。
56. カタログ、パンフレット、チラシ、包装紙、値札類、紙袋および伝票類の印刷製本。
57. 一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集および処理業。
58. 農作業の受託事業。
59. 内水面養殖業、海水面養殖業。
60. 牧場の経営。
61. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業、その他保険媒介代理業、保険サービス業。
62. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務（金融商品取引法第33条の8第2項）の委託の斡旋および支援。
63. 広告宣伝業。
64. 各種レンタル、リース業。
65. 経営コンサルタントその他各種コンサルタント業。
66. 各事業部門におけるフランチャイズ事業。
67. 発電および売電業。
68. 人材派遣業。
69. 有料職業紹介業。
70. 以上に付帯または関連する一切の事業。

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を岐阜県恵那市に置く。

### 第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。
- (4) 次条に定める請求をする権利。

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある毎に、随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（株主総会の招集権者および議長）

株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

- 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第17条（電子提供措置等）

- 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第18条（取締役の員数）

- 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）以外の取締役は、15名以内とする。
2. 当会社の監査等委員は、5名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任方法）

- 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  3. 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 第20条（取締役の任期）

- 取締役（監査等委員を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

#### 第21条（補欠の監査等委員の選任決議の有効期間）

- 補欠の監査等委員の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### 第22条（代表取締役、役付取締役、最高経営責任者）

- 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ各若干名を定めることができる。
  3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）を選定することができる。

#### 第23条（取締役会の招集権者および議長）

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第24条（取締役会の招集通知）

- 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。

#### 第25条（取締役会の決議方法）

- 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会規程）

当社の取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

第27条（取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

第30条（監査等委員会の設置）

当社は、すべての監査等委員で組織する監査等委員会を置く。

第31条（常勤監査等委員）

監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。

第32条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査等委員会を開催することができる。

第33条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

第34条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第35条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第36条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。

(附則)

1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年6月30日改訂